

入 札 告 示

札幌市告示第 952 号

「路面下空洞探査業務（その１）」に係る調達を総合評価一般競争入札に付するので、下記のとおり札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示する。

令和７年３月５日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 契約担当部局 〒０６０－８６１１
札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市建設局土木部道路維持課事業係
電話 ０１１－２１１－２６３２
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達する役務の名称
路面下空洞探査業務（その１）
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から令和７年（２０２５年）１１月２８日まで
 - (4) 履行場所
市内一円
（道道下手稲札幌線外）
 - (5) 入札方法

入札は、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札参加者（以下、「評価対象者」という。）について、入札書記載金額及び技術資料をもとに、落札者決定基準による評価を行い、評価点を決定した結果、評価点の最も高い者を落札者とし、評価点の最も高いものが複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該落札予定者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わって当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせ、落札予定者を決定する。

なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

- (6) 本調達では、地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

3 入札参加資格

総合評価一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる参加資格のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」として登録されている者であること。
- (3) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」として登録されている者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 配置する主任技術者は、調達役務の内容と同種又は類似の履行実績を有する者であること。なお、同種又は類似の役務については、入札説明書による。
- (7) 当該役務の履行を確保するため、調査に必要となる路面下空洞探査車を保有（借受含む）していること。なお、路面下空洞探査車の性能については、入札説明書による。

4 入札説明書等の入手方法

上記1の場所及び下記URLのホームページからもダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/dobokubu/ippan.html>

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。また、当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加申請書
 - イ 路面下空洞探査車保有状況 別添1
- (2) 入札参加申請書及び添付書類の提出期限並びに提出場所

令和7年3月18日（火）15時00分までに上記1の場所へ持参又は郵送、電子メールにより提出すること。

(3) 入札参加資格審査結果通知書の交付

上記5(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を、令和7年3月26日（水）13時00分以降に上記1の場所より通知する。

6 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 開札の日時及び場所

令和7年4月9日（水）10時30分

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎地下1階2号会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(5) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札

イ 技術資料等の提出をしない者がした入札

ウ 入札説明書の定めに従わない書類を提出した者がした入札

エ 上記5(2)の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

オ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(6) 最低制限価格の設定 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 契約金額の支払方法

検査終了後、受託者の請求により支払う。

(9) 詳細は入札説明書による。

7 総合評価に関する事項

(1) 入札書その他関係書類の提出

上記5の入札参加資格を有する者（以下、「入札参加者」という。）は、入札書のほか、技術評価に係る書類（以下、「技術資料等」という。）を同時に提出期限日までに提出しなければならない。また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、書類提出後の技術資料等の修正及び追加等は、提出期間内であっても一切認めない。

ア 技術評価に係る書類（第1～10号様式）

(2) 入札書及び技術資料等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和7年4月8日（火）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

イ 提出場所

上記1に同じ。

(3) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定の基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、後記(4)の総合評価の方法によって得られた得点（以下、「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

(4) 総合評価の方法（落札者決定基準）

ア 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、入札価格及び技術資料等に基づき行うものとする。

イ 評価は、「価格評価」及び「技術評価」に区分し、その配点をそれぞれ次のとおりとする。

（ア） 価格評価点 15点

（イ） 技術評価点

① 実施方針 21点

② 企業の評価 8点

③ 配置予定技術者の評価 11点

ウ 総合評価点は、次に掲げる算定式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

エ 価格評価点は、次の算定式により算定する。

価格評価点＝60点×（1－入札価格／予定価格）〔小数点第4位切捨て〕

ただし、入札価格が予定価格に10分の7.5を乗じた価格（以下、「基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「基準価格」と読み替えて価格評価点を算出するものとする。

オ 技術評価点は、次の算定式により算出する。

技術評価点＝60点×（1－技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

[小数点第4位切捨て]

カ 価格以外の要素の評価について、その概要を次のとおりとし、評価項目及び評価基準の詳細は、入札説明書による。

(ア) 実施方針

- a 業務理解度
- b 実施手順の妥当性
- c 工程計画の妥当性
- d 業務上配慮すべき事項の適切性
- e 調査機器類の精度管理の適切性

(イ) 企業の評価

- a 過去10年の同種業務履行実績
- b 同種業務履行実績の規模
- c 建設コンサルタント登録状況
- d ISO9001取得状況

(ウ) 配置予定技術者の評価

- a 主任技術者が過去10年に従事した業務履行実績
- b 主任技術者資格保有状況
- c 担当技術者資格保有状況

(5) 落札決定予定日

令和7年4月30日（水）

8 その他

- (1) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 必要と認めるときは入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
- (3) 入札に参加した者は、入札書等の提出後は正当な理由なく落札者となることを辞退することはできないものとする。
- (4) 開札後、落札予定者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
- (5) その他、この告示に定めのない事項については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領及び札幌市路面下空洞探查業務総合評価一般競争入札実施要領に定めるところによる。